

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集等の実施

1. 意見募集等の実施

公共サービス改革法第7条第3項から第5項まで及び第9項の規定に基づき、公共サービス改革基本方針を変更するに当たり、民間事業者等からの

- ・ 意見の募集
- ・ 情報公表の要請受付

を実施。

本年度も、地域からの提案窓口一元化の観点から、構造改革特区、規制改革に係る要望と官民競争入札等に係る要望を一元的に受け付け。

2. 実施の予定

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| ・ 9月8日(月)～30日(火) | 情報公表の要請受付 |
| ・ 10月上旬～下旬(予定) | 全国キャラバン(予定) |
| ・ 10月14日(火)～11月13日(木)(予定) | 意見の募集 |
| ・ 11月下旬～12月 | 意見に対する回答作成(所管府省)
公表(内閣府) |

< 参考 >

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成十八年法律第五十一号)

(公共サービス改革基本方針)

第七条

- 3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。